

協議第 2 5 号

納税関係事業について（協定項目 2 3 - 5）

大平町・岩舟町・藤岡町 3 町合併後の新市における納税関係事業について、別紙資料に基づき協議に付する。

平成 1 6 年 2 月 2 7 日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会 長 鈴 木 俊 美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	23-5 納税関係事業	関係項目	
調整の内容	納税関係事業については、サービスの低下を招かないよう細心の注意を払い調整する。		

現況

事務事業名	大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方法
申告受付	<p>(平成14年分所得申告時)</p> <p>【申告期間】 平成15年2月17日～3月17日 (国の申告期間(21日間)と同じ) 土・日受付なし</p> <p>【受付時間】 9:00～11:30 13:00～15:00</p> <p>【申告会場】 大平町中央公民館</p>	<p>(平成14年分所得申告時)</p> <p>【申告期間】 平成15年2月17日～3月17日 (国の申告期間(21日間)と同じ) 土・日受付なし</p> <p>【受付時間】 9:00～11:00 13:00～15:30</p> <p>【申告会場】 岩舟町役場東庁舎2階</p>	<p>(平成14年分所得申告時)</p> <p>【申告期間】 平成15年2月26日～3月17日 (14日間) 土・日受付なし</p> <p>【受付時間】 9:00～11:30 13:00～16:00</p> <p>【申告会場】 (2月26日～28日) 部屋コミュニティセンター (3月3日～5日) 三鴨公民館 (3月6日～7日) 赤麻公民館 (3月10日～17日) 藤岡町中央公民館</p>	<p>申告会場の統合などについて、サービスの低下を招かないよう細心の注意を払い、合併時まで調整する。</p>
督促	<p>【督促手数料】 50円</p> <p>【督促状の発布】 納期限後20日以内に督促状を発送</p>	<p>【督促手数料】 70円</p> <p>【督促状の発布】 納期限後20日以内に督促状を発送</p>	<p>【督促手数料】 60円</p> <p>【督促状の発布】 納期限後20日以内に督促状を発送</p>	<p>督促手数料は、藤岡町の例により合併時に統合する。</p>

<p>納期前納付報 奨金</p>	<p>【交付率】 納期前納付税額×0.5/100×納期前 の月数(14日以下は切捨て、15日以上 は1月) 報奨額が100円未満は交付なし。 10円未満の端数が生じたときは切捨 てる。 未納に係る徴収金がある場合は交付 しない。</p> <p>【交付限度額】 10万円</p>	<p>【交付率】 納期前納付税額×0.5/100×納期前 の月数(14日以下は切捨て、15日以上 は1月) 報奨額が100円未満は交付なし。 100円未満の端数が生じたときは切捨 てる。 未納に係る徴収金がある場合は交付 しない。</p> <p>【交付限度額】 10万円</p>	<p>【交付率】 納期前納付税額×0.5/100×納期前 の月数(14日以下は切捨て、15日以上 は1月) 報奨額が100円未満は交付なし。 10円未満の端数が生じたときは切捨 てる。 未納に係る徴収金がある場合は交付 しない。</p> <p>【交付限度額】 10万円</p>	<p>合併時に大平町及び藤岡町 の例により統合する。</p>
<p>口座振替</p>	<p>【対象税目】 個人町県民税(普通徴収) 固定資産税、 軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 (普通徴収)</p> <p>【取扱金融機関】 ・下記金融機関等の本支店 足利銀行(大平町指定金融機関) みずほ 銀行、群馬銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、 佐野信用金庫、下野農業協同組合、郵便局</p> <p>【再振替】 振替不納通知(納付書)を送付</p> <p>【申込手続き】 役場窓口、各金融機関で口座振替申込 用紙(大平町専用)に必要事項を記入し、 申込みの手続きをしてもらう。 前月末日までに申し込んでいる人は 翌月末からそれ以外の人は翌々月末か ら口座振替となる。</p>	<p>【対象税目】 個人町県民税(普通徴収) 固定資産税、 軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 (普通徴収)</p> <p>【取扱金融機関】 ・下記金融機関等の一部支店 足利銀行(岩舟町指定金融機関) みずほ 銀行、群馬銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、 佐野信用金庫、下野農業協同組合、郵便局、 三井住友銀行</p> <p>【再振替】 振替不納通知(納付書)を送付</p> <p>【申込手続き】 役場窓口、各金融機関で口座振替申込 用紙(岩舟町専用)に必要事項を記入し、 申込みの手続きをしてもらう。 前月20日までに申し込んでいる人は 翌月末からそれ以外の人は翌々月末か ら口座振替となる。</p>	<p>【対象税目】 個人町県民税(普通徴収) 固定資産税、 軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 (普通徴収)</p> <p>【取扱金融機関】 ・下記金融機関等の本支店 足利銀行(藤岡町指定金融機関) みずほ 銀行、群馬銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、 佐野信用金庫、下野農業協同組合、郵便局</p> <p>【再振替】 振替不納通知(納付書)を送付</p> <p>【申込手続き】 役場窓口、各金融機関で口座振替申込 用紙(藤岡町専用)に必要事項を記入し、 申込みの手続きをしてもらう。 前月20日までに申し込んでいる人は 翌月末からそれ以外の人は翌々月末か ら口座振替となる。</p>	<p>合併時に藤岡町の例を参考 に統合する。</p>

<p>納税組合等</p>	<p><b>【納税組合】</b>          大平町納税組合補助金交付規則により組合員がその納付すべき町税等を組合を通して納期内に納入したときは、その組合に対して事務費として、補助金を交付する。          (毎年3月末日までに申請、年内に交付)          ・組合数 3組合          ・組合員数 38名</p>	<p><b>【納税組合】(平成15年度末で廃止予定)</b>          岩舟町納税組合運営補助金交付規則により組合員がその納付すべき町税等を組合を通して納期内に納入したときは、その組合に対して事務費として、補助金を交付する。          (毎年2月末日までに申請、年内に交付)          ・組合数 72組合          ・組合員数 1,628名</p> <p><b>【納税協力員】</b>          税務協力員に報奨金を交付する。          ・1世帯当り 60円          ・1自治会当り 2,000円</p>	<p><b>【納税組合】</b>          藤岡町納税貯蓄組合運営補助金交付規則により組合員がその納付すべき町税等を組合を通して納期内に納入したときは、その組合に対して事務費として、補助金を交付する。          (毎年1月末日までに申請、年内に交付)          ・組合数 6組合          ・組合員数 50名</p>	<p>納税組合等は合併期日の属する年度末までに廃止する。</p>
--------------	--	---	--	----------------------------------